

重点指導調書(介護老人保健施設での指定短期入所療養介護事業)

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準	<p>指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。(ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。)</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法(第97条第2項)に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	適・否 適・否
第2 運営に関する基準		
1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合や、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の期間内のサービスの評価を適宜行い計画の変更が必要な場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適・否
2 短期入所療養介護計画の作成	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 勤務表により確認する。 いわゆる本体施設となる介護老人保健施設が、満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。 常 勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間)に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 	<p>法第73条第1項平11厚令37号(以下「指定基準」)第141条法第74条第1項基準第142条第1項基準</p> <p>基準第142条第1項第一号</p> <p>平11老企第25号(以下「解釈」)第2の2(3)</p> <p>基準第142条第2項</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平11老企第25号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 退所計画等を居宅介護支援事業者へ提示しているか。 <p>(短期入所療養介護計画作成の留意点)</p> <p>① 短期入所療養介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス計画(1)～(3) ○ 短期入所療養介護計画 ○ サービス提供票 ○ 退所計画等 ○ 短期入所療養介護計画 ○ 居宅サービス計画 ○ 診療録等 	<p>基準第155条準用(第16条)</p> <p>基準第147条第1項解釈準用(第3の八の3(5)①)</p> <p>基準第147条第2項解釈 第3の九の2(3)③</p>	

主眼事項	着眼点	自己評価
3 勤務体制の確保等	(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否
	(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	適・否
	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否
	(2) 指定短期入所療養介護事業者ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適・否
4 衛生管理等	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理、洗濯等）	適・否
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否
	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	適・否
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適・否

・レジオネラ属菌検査
直近の検査年月日
(年 月 日)

・検査結果(以下に○を付す)

不検出 (10CFU/100ml未満)

検出 (10CFU/100ml以上)

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。	○ 契約書 ○ 同意書等	基準 第147条第3項 基準 第147条第4項	
・ 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状態がわかるものとなっているか。	○ 勤務計画(予定)表 など ○ 勤務表(兼務事業所分も) ○ 辞令又は雇用契約書	基準 第101条第1項 解釈準用 (第3の六の3(5)①)	
・ 調理業務、洗濯等の入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を認めるものであるが、その内容は適切か。		基準 第101条第2項 解釈準用 (第3の六の3(5)②)	
・ 運営規程等に従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 ・ 内部の研修会や施設外で実施される研修会に参加させているか。	○ 職員の研修の記録など	基準 第101条第3項	
・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行っているか。 (水道法、水道法施行規則、水道法施行令)	○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿	基準第155条 準用 (第118条第1項)	
・ 職員に対する衛生管理の指導はなされているか。	○ 感染予防に関するマニュアル等 ○ 感染予防に関する職員研修記録等	基準第155条 準用 (第118条第2項) 解釈準用 (第3の七の3(4)②))	
・ 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知)	○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表		

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出された場合、その対応は適切か。 適 ・ 否 ・ 検査未実施の場合 検査予定月 (年 月 頃) 	
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否
	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有 ・ 無
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入 ・ 未加入
(4) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票	解釈準用 (第3の七の3 (4)④))	
	○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録	基準第155条準用 (第37条第1項)	
	○ 損害賠償保険証書	基準第155条準用 (第37条第2項) 基準第155条準用 (第37条第3項)	
		解釈準用 (第3の一の3 (25)③)	